

岡山県自然環境保全審議会 鳥獣部会 次第

日時：令和6年9月5日（木）

14：00～16：00

会場：ピュアリティまきび ガーネット

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 部会長の選任及び部会長職務代理者の指名

5 議事録署名人の指名

6 諮問事項の審議

（１）玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区の指定について
（諮問事項１）

（２）成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
（諮問事項２）

（３）毛無山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
（諮問事項３）

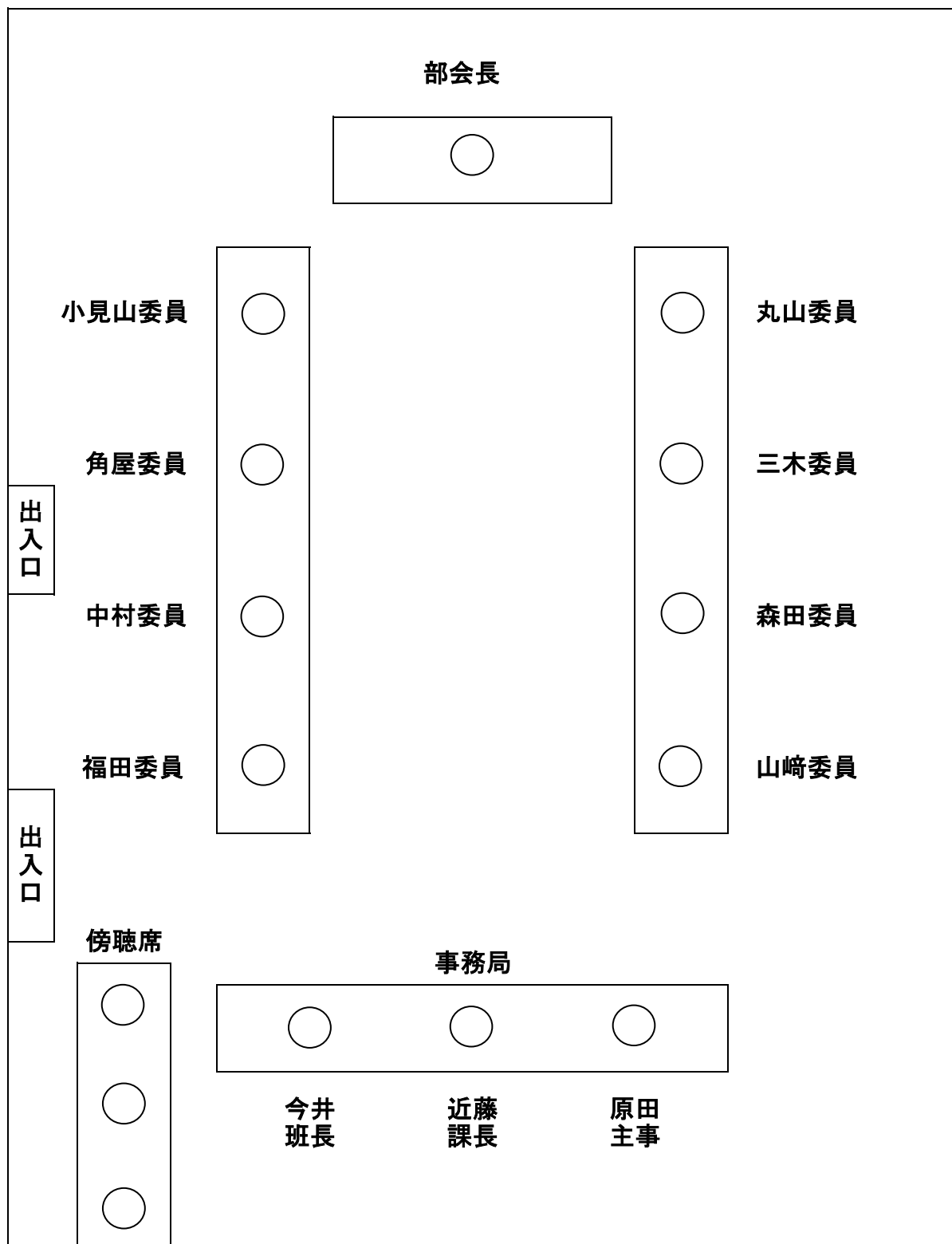
7 その他

8 閉会

岡山県自然環境保全審議会 鳥獣部会 座席表

日時: 令和6年9月5日(木) 14:00～

場所: ピュアリティまきび ガーネット



岡山県自然環境保全審議会(鳥獣部会)委員名簿

【鳥獣部会委員】

専門分野	氏 名	役 職 名	備 考
自然保護	こみやま せつお 小見山 節夫	元日本鳥類保護連盟岡山県支部支部長	
県議会	すみや しのぶ 角屋 忍	岡山県議会議員	
狩猟	なかむら しんいち 中村 伸一	(一社)岡山県猟友会会長	
動物	はやし かなこ 林 花奈子	(株)池田動物園(岡山県鳥獣保護センター)	
環境行政	ふくだ のぶこ 福田 伸子	元岡山県環境文化部長	
動物	まるやま けんじ 丸山 健司	日本野鳥の会岡山県支部支部長	
弁護士	みき ゆきひろ 三木 悠希裕	弁護士	
農林水産	もりた きみえ 森田 公枝	JA岡山県女性組織協議会運営委員	
林野庁	やまさき ひとし 山崎 準	岡山森林管理署長	

(五十音順、敬称略)

【事務局】

氏 名	所 属	備 考
近藤 利信	岡山県 環境文化部 自然環境課 課長	
今井 竜吾	〃 総括副参事	
原田 実樹	〃 主事	

岡山県自然環境保全審議会委員名簿

任期: 令和6年8月1日～令和8年7月31日

【自然保護部会】 9名

専門分野	氏 名	役 職 名	備 考
環境	おき 陽子 沖	岡山県立大学学長	
昆虫	おくしま ゆういち 奥島 雄一	倉敷市立自然史博物館主幹(学芸員)	
動物	こばやし しゅうじ 小林 秀司	岡山理科大学理学部動物学科教授	
環境省	さわし やすまさ 澤志 泰正	中四国地方環境事務所野生生物課長	
法律	たかはし まさのり 高橋 正徳	元岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授	
生態	ちば きょうぞう 千葉 喬三	岡山大学名誉教授	会長
植物	はだ よしお 波田 善夫	岡山理科大学名誉教授	
環境学習	ふくだ かよ 福田 佳代	環境カウンセラー	
生態	みき なおこ 三木 直子	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域教授	

【鳥獣部会】 9名

専門分野	氏 名	役 職 名	備 考
自然保護	こみやま せつお 小見山 節夫	元日本鳥類保護連盟岡山県支部支部長	
県議会	すみや しのぶ 角屋 忍	岡山県議会議員	
狩猟	なかむら しんいち 中村 伸一	(一社)岡山県猟友会会長	
動物	はやし かなこ 林 花奈子	(株)池田動物園(岡山県鳥獣保護センター)	
環境行政	ふくだ のぶこ 福田 伸子	元岡山県環境文化部長	
動物	まるやま けんじ 丸山 健司	日本野鳥の会岡山県支部支部長	
弁護士	みき ゆきひろ 三木 悠希裕	弁護士	副会長
農林水産	もりた きみえ 森田 公枝	JA岡山県女性組織協議会運営委員	
林野庁	やまき ひし 山崎 準	岡山森林管理署署長	

【温泉部会】 6名

専門分野	氏 名	役 職 名	備 考
地域振興	あだち しゅうこ 足立 周子	岡山県商工会女性部連合会副会長	
弁護士	かたがは やすたか 片岡 靖隆	弁護士	
地質	すずき 茂之 鈴木 茂之	岡山大学名誉教授	
地盤工学	にしがき まこと 西垣 誠	岡山大学名誉教授	副会長
医療	ほんごう まこと 本江 誠	(一社)岡山県薬剤師会常務理事	
公衆衛生	もりなが ゆみこ 森永 裕美子	岡山県立大学保健福祉学部看護学科教授	

(部会ごと 五十音順)

岡山県自然環境保全審議会条例

昭和 48 年 3 月 27 日
岡山県条例第 7 号

(設置)

第 1 条 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）及び温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内で組織する。

(委員)

- 第 4 条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
 - 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
 - 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
 - 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

- 第 7 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第 8 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
 - 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(幹事)

- 第 9 条 審議会に幹事を置く。
- 幹事は関係職員のうちから知事が任命する。
 - 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境文化部において行う。

(その他)

第 11 条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

昭和48年8月18日	制定
昭和56年3月25日	一部改正
平成4年7月21日	一部改正
平成12年8月1日	一部改正
平成16年2月17日	一部改正
平成23年8月19日	一部改正
令和4年2月10日	一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県自然環境保全審議会条例（昭和48年岡山県条例第7号）第11条の規定により、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県自然保護基本計画の決定及び変更に関すること。
- (2) 岡山県自然環境保全地域、環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (3) 岡山県自然環境保全地域の保全計画並びに環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域の保護計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (4) 岡山県郷土記念物の指定並びに指定の解除及び変更に関すること。
- (5) 岡山県生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (6) 希少野生動植物保護基本方針の決定及び変更に関すること。
- (7) 指定希少野生動植物の指定及び指定の解除に関すること。
- (8) 指定希少野生動植物の保護推進指針の決定及び変更に関すること。
- (9) 生息地等保護区の指定及び指定の解除並びに管理地区の指定及び指定の解除に関すること。
- (10) 県立自然公園の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (11) 県立自然公園の公園計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (12) 県立自然公園及び国定公園の公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。
- (13) 特別地域内における行為の許可に関すること。
- (14) 生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (15) 鳥獣保護事業計画の決定及び変更に関すること。
- (16) 特定鳥獣保護管理計画の決定及び変更に関すること。
- (17) 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限並びに禁止猟法の決定に関すること。
- (18) 狩猟期間の延長並びに狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関すること。
- (19) 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定及び変更に関すること。
- (20) 猟区の維持管理に関する事務を委託できる者の指定に関すること。
- (21) 自然海浜保全地区の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (22) 自然海浜保全地区の保全方針の決定、廃止及び変更に関すること。
- (23) 温泉の掘削、増掘及び動力の装置に係る許可及び許可の取消しに関すること。
- (24) 温泉の採取の制限に関すること。
- (25) 前各号に掲げるもののほか、自然保護、自然公園、鳥獣の保護及び狩猟、自然海浜の保全並びに温泉に関する重要事項に関すること。

(審議会の特例)

第3条 会長は、やむを得ない事情により審議会の会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。

(部会)

第4条 審議会に次の表に掲げる部会を置き、その所掌する審議事項は、同表に掲げるとおりとする。

部 会 名	所 掌 す る 審 議 事 項
自然保護部会	1 前条第4号、第7号から第9号まで、第12号及び第13号に掲げるもの 2 前条第25号に掲げる審議事項のうち、自然保護、自然公園及び自然海浜の保全に関する事項で基本政策に関しないもの
鳥獣部会	1 前条第17号、第19号及び第20号に掲げるもの 2 前条第25号に掲げる審議事項のうち、鳥獣の保護及び狩猟に関する事項で基本政策に関しないもの
温泉部会	1 前条第23号及び第24号に掲げるもの 2 前条第25号に掲げる審議事項のうち、温泉に関する事項で基本政策に関しないもの

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条の規定は部会について準用する。この場合において、第3条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議の内容を審議会に報告するものとする。

(その他)

第7条 前3条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

鳥獣保護区等制度の概要について

1 根拠法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（略称：鳥獣保護管理法）
（法律の概要）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項等を定めている。

2 野生鳥獣の捕獲について

野生鳥獣の捕獲は原則禁止（第8条）

ただし、次の場合は、捕獲が認められる。

（1）許可捕獲（国、都道府県又は市町村の許可による捕獲：第9条）

- 農林業被害の防止のために、イノシシ、シカ等有害鳥獣を捕獲する場合
- 大学などが学術研究のため捕獲する場合 等

（2）狩猟捕獲（狩猟による捕獲：第11条）

- 狩猟鳥獣のみ
 - ・ 鳥類（26種類） マガモ、キジ、カワウ、スズメ、キジバト等
 - ・ 獣類（20種類） タヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ等
- 狩猟期間のみ
 - ・ 毎年11月15日から翌年2月15日まで
 - ※ イノシシ及びニホンジカについては3月15日まで（延長）
 - ※ ツキノワグマについては12月14日まで（短縮）
- 法定猟具（銃、網又はわな）を使用する場合、狩猟免許及び狩猟者登録の手続が必要
- 鳥獣保護区や休猟区、公道、公園、社寺境内、墓地等は狩猟捕獲禁止

3 鳥獣保護区及び特別保護地区

国指定鳥獣保護区は環境大臣が、都道府県指定鳥獣保護区は都道府県知事がそれぞれ指定する。

鳥獣保護区内においては、狩猟捕獲が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

指定の方針・計画は、「鳥獣保護管理事業計画」（第4条第2項）に定める。

4 鳥獣保護区等の概要

区域	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (第 28 条)	野生鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を指定	狩猟捕獲を禁止※	岡山県では 10 年 (法定：20 年以内)
特別保護 地区 (第 29 条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	岡山県では 10 年 (法定：20 年以内)
休猟区 (第 34 条)	狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合に、その生息数を増加させる必要があると認められる区域に指定	狩猟捕獲を禁止※	(法定：3 年を超えることができない)
特定猟具使用 禁止区域 (第 35 条) (旧銃猟禁止区域)	銃猟又はわな猟に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、必要があると認められる区域を指定	・銃器を使用した鳥獣の捕獲行為を禁止 ・くくりわなを使用した鳥獣の捕獲行為を禁止	岡山県では永年 又は 10 年 (法定：制限なし)

※ 狩猟捕獲は禁止であるが、農林被害の防止など必要があると認められる場合は許可捕獲が可能

5 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和 3 年 10 月 26 日環境省告示第 69 号）に基づき、県鳥獣保護管理事業計画で次の区分を設けている。

現在、県が指定しているのは、（１）森林鳥獣生息地、（３）集団渡来地、（７）身近な鳥獣生息地の 3 区分である。なお、国が指定しているのは、（４）集団繁殖地の保護区の 1 区分である。（令和 5 年 11 月 1 日時点）

（１）森林鳥獣生息地の保護区 49 箇所、22,562ha

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

（２）大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

（３）集団渡来地の保護区 1 箇所、916ha

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。

（４）集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。

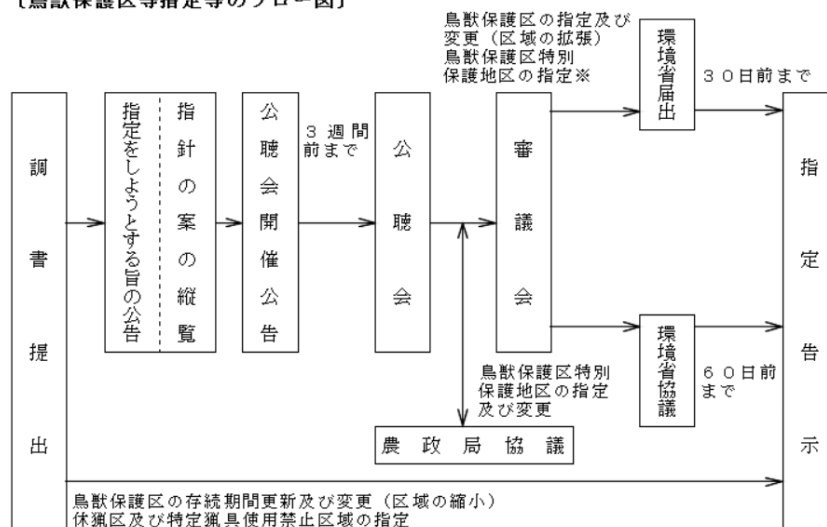
(7) 身近な鳥獣生息地の保護区 15箇所、3,130ha

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

6 岡山県の指定状況 (単位: ha)

年度 区 分		令和5年度 (2023)	令和6年度(2024)計画				
			期間満了	更新	新設・変更	増減(△)	年度末計
鳥獣保護区	箇所	65		9			65
	面積	26,608		5,693			26,608
特別保護地区	箇所	11		3			11
	面積	1,224		522			1,224
休 獵 区	箇所						
	面積						
特定猟具使用禁止区域 (旧銃猟禁止区域)	箇所	63		3	1	1	63
	面積	35,303		942	1,213	△7	35,296
計	箇所	128		12	1	1	128
	面積	61,911		6,635	1,213	△7	61,904

【鳥獣保護区等指定等のフロー図】



玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区の指定について

1 区分

森林鳥獣生息地

2 当初指定年

昭和 49 年（再指定 5 回目）

3 保護に関する指針の案

別添のとおり

4 更新理由（指定理由）

玉野鳥獣保護区は、玉野市中心部、標高 50 m から 190 m に位置し、南に玉野市の市街地に接した地域である。林況は主にアカマツ及びコナラ等を主体とした天然生林で、林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、トビ、キジなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

そのうち、当該区域は、アカマツ、コナラの天然生林を主体とし、公園整備により適度に管理され、自然環境が残されており、キジバト、コゲラなど多種多様な鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、玉野鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（参考：国基本指針から抜粋）

Ⅲ 第 2 2 鳥獣保護区の指定方針

（3）鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

5 指定に係る意見聴取の状況

指針案の公告縦覧及び公聴会を実施した。意見の内容等は別紙のとおり。

玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区 指針(案)縦覧及び公聴会の開催状況

1 公告縦覧状況

(1) 期間

令和6年6月11日から同月24日まで

(2) 場所

岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課

(3) 意見書の提出

なし

2 公聴会開催状況

(1) 開催日時

令和6年7月10日(水) 13時30分から14時まで

(2) 場所

玉野市水道庁舎1階

(3) 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
4人	2人	1人	1人

(4) 公述人賛否

賛成	条件付賛成	反対
4人	—	—

(5) 傍聴人

- ・玉野市産業振興部農林水産課 大前 和紀
- ・玉野市産業振興部農林水産課 井本 隆夫

(6) 主な意見

- ・イノシシ防除対策は十分対策済みであり、継続指定に賛成である。
- ・以前、指定面積を縮小しているが、住民の安全面からも、これ以上の面積縮小はしない方がよい。

玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区指定計画書

(玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区の保護に関する指針の案)

令和6年9月5日

岡 山 県

鳥獣保護区特別保護地区指定調書

名	称	玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区							
区	域	玉野鳥獣保護区内において、伊達池東端の特別保護地区制札を起点として、同制札から尾根筋を南進して天狗山山頂に至り、同山頂から尾根筋を西進し国道30号線を経由し尾根筋を西進して新池に至り、同池から谷筋を西進して林道深山線に至り、同林道を北進して同林道起点に至り、同地点から玉野市霊園南進入路を東進して赤松池南端に至り、同所から同池東岸の道路を北進して赤松大橋に至り、同橋から谷筋を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域							
区	域	面	積	300ha	内 訳				
					林 野	農 耕 地	公 有 水 面	そ の 他	
					288ha	—	7ha	5ha	
存	続	期	間	令和6年11月1日から令和16年10月31日（10年間）					
指	定	区	分	森林鳥獣生息地					
区域内の土地の概況 及び鳥獣の生息状況				(1) 当該地域の概要 ア 鳥獣保護区の位置 玉野市中央部の深山公園を中心とした地域である。 イ 地形、地質等 地域内に標高190m～160mの山地を含む。 ウ 植物相の概要 アカマツ、コナラの天然生林を主体とし、また、サクラ、ツツジのほか食餌苗木等の植栽を行うなど自然公園としての整備がされ市民の憩いの場として親しまれている。 エ 動物相の概要 下記の鳥獣類が生息している。 (2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類：アオサギ、アオジ、アメリカヒドリ、ウグイス、エナガ、オナガガモ、カイツブリ、カワウ、キジバト、キビタキ、コゲラ、コサギ、シジュウカラ、シロハラ、スズメ、センダイムシクイ、ダイサギ、ツグミ、トビ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒドリガモ、ヒヨドリ、ビンズイ、マガモ、ヤマガラ イ 獣類：イノシシ (3) 農林水産物の被害状況 周辺の農地では、イノシシなどによる被害が発生しているが、防護柵の設置、有害鳥獣捕獲許可による駆除などの対策を講じ、被害の減少に努めている。					
補償に関する事項				当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けたものに対しては、通常生ずべき損失の補償をする。					
鳥獣の保護 繁殖の方針				森林の保続を図り、食餌木の植栽等保護施設の整備充実を図る。					
指定及び維持管理に関する事項				制札	7本、	案内版	一本、	給水台	一基
				給餌台	一基、	巣箱	一個、	その他	

保 護 に 関 す る 指 針	岡山県が管理するものとし、関係機関と連携した上で、岡山県職員及び鳥獣保護管理員が管理にあたる。 区域内の鳥獣生息状況の把握に努める。 ゴミの投げ捨てやたき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、現場巡視等を実施する。 農林業被害の発生等に応じた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
そ の 他 参 考 事 項	特になし

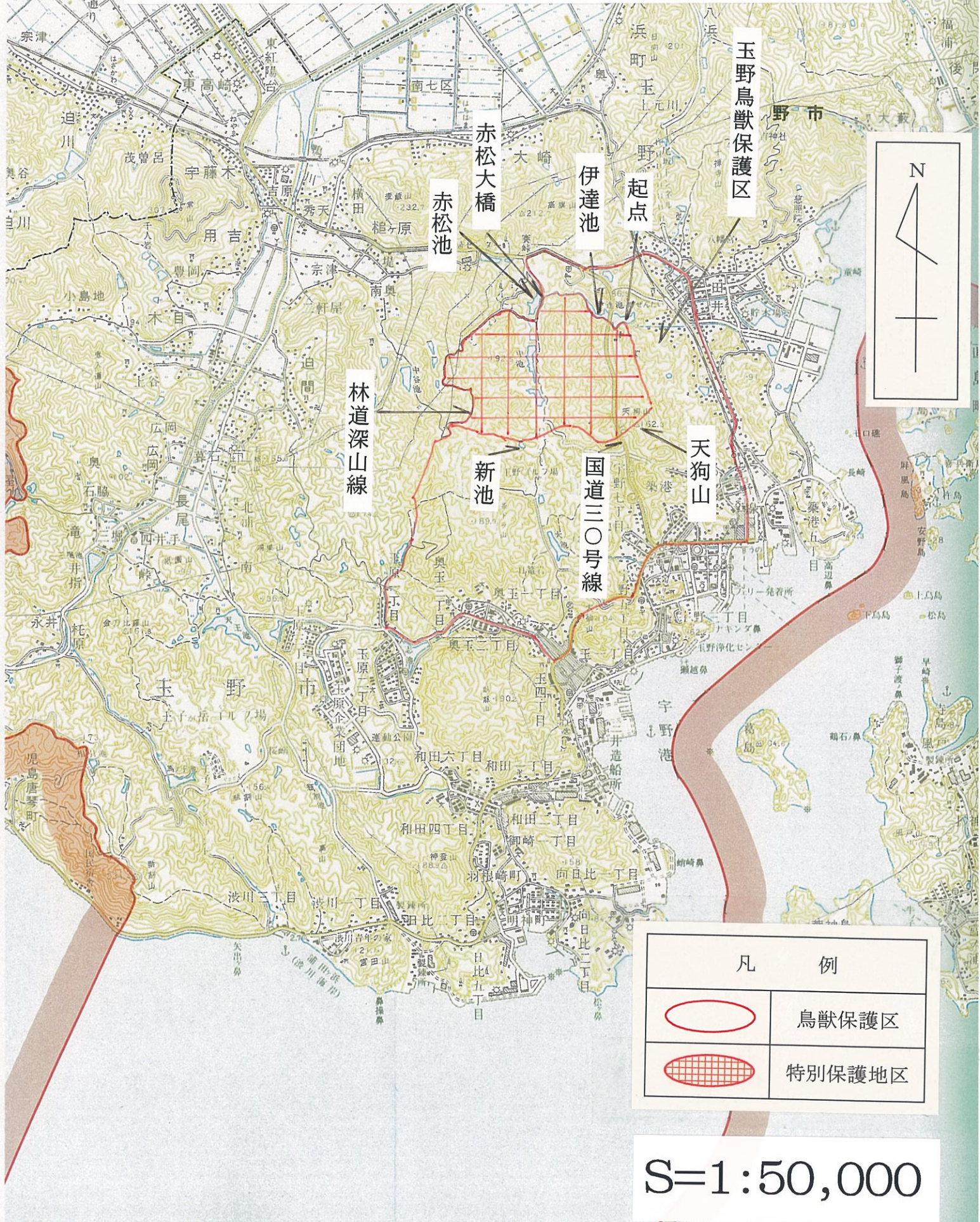
玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区面積内訳表

内 訳	国 有 地	－ ha	国 有 林 (林野庁)	－ ha	普通林	－ ha
					制限林	－ ha
			国有林以外	－ ha		
	国有地以外	293 ha	県 有 地	－ ha	普通林	－ ha
					制限林	－ ha
			市町村有地	229 ha	普通林	24 ha
					制限林	205 ha
他の法令 による規制 区 域	私 有 地	64 ha			普通林	33 ha
					制限林	26 ha
					その他	5 ha
	公 有 水 面	7 ha				
	自然環境保全法		－ ha	自 然 環 境 保 全 地 域	－ ha	(名称)
	自 然 公 園 法 (条例を含む)		－ ha	特別保護地区 特 別 地 域 普 通 地 域	－ ha － ha － ha	(名称)
	文 化 財 保 護 法		－ ha			(名称)

土 地 利 用 調 書

鳥獣保護区の指定		玉野鳥獣保護区									
指定理由の概要		野生鳥獣の保護・繁殖を図るため									
保護区の範囲		別紙調書のとおり									
区 分		保護区面積 (ha)			左 の 内 訳						備 考
		普通	特保	計	農振地域面積 (ha)			農用地区域面積 (ha)			
					普通	特別	計	普通	特別	計	
農 耕 地											S47.9.1 特別は普通と重複する
内 訳	田										
	畑										
	樹 園 地										
	採草放牧地										
山 林		805	288	805	400	10	400				
原 野											
湖 沼		15	7	15							
河 川											
そ の 他		230	5	230							
計		1050	300	1050	400	10	400				
所 有 区 分		面 積 (ha)			所 有 区 分			面 積 (ha)			
国 有 地		-ha			私 有 地			640ha			
国 有 林 野		-ha			公 有 水 面			15ha			
公 有 地		395ha			そ の 他			-ha			
農業関係施策 の実施（計画） 状 況	事 業 名	受益面積 (ha)		施 行 年 度		地 区 名		保護区に含まれる受益面積 (ha)			
他の土地利用関係法令 等による指定状況		保安林(水源涵養保安林、土砂流出防備保安林)									
地 権 者 等 の 同 意 書		市 町 村		地 元		地 権 者		備 考			
	全 体	1		4							
	同 意 者 数	1		4							
	同意率 (%)	100		100							

玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区



玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区

農業振興地域及び農用地区域図



A-5

A-4

玉野工業場

玉野市

志池

玉原企業団地

運動公園

和田三

三井造船所

S=1:25,000

凡 例	
	市 町 村 界
	市 街 化 区 域
	農 業 振 興 地 域 界
	地 区 界
	区 域 界
A-1	地区・区域番号
	農 用 地 区 域 界 及 び 用 途 区 分 界
	農 地
	鳥 獣 保 護 区
	特 別 保 護 地 区

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区分

森林鳥獣生息地

2 当初指定年

平成 6 年（再指定 3 回目）

3 保護に関する指針の案

別添のとおり

4 更新理由（指定理由）

成羽天神山鳥獣保護区は、高梁市の北西部、天神山山系の標高 350～778m に位置し、植生は広葉樹が約 6 割、残りが赤松やスギ、ヒノキといった針葉樹が生息しており、野鳥の生育に適した自然環境である。

そのうち当該区域は、標高 520～778m に位置し、天然広葉樹が主体であるが、一部に針葉樹も生息しており、コゲラ、ヒヨドリ、ウグイス、サンショウクイなど多様な鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、成羽天神山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（参考：国基本指針から抜粋）

Ⅲ 第 2 2 鳥獣保護区の指定方針

（3）鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

5 指定に係る意見聴取の状況

指針案の公告縦覧及び公聴会を実施した。意見の内容等は別紙のとおり。

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区 指針(案)縦覧及び公聴会の開催状況

1 公告縦覧状況

(1) 期間

令和6年6月11日から同月24日まで

(2) 場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課
及び同部高梁地域森林課

(3) 意見書の提出

なし

2 公聴会開催状況

(1) 開催日時

令和6年7月4日(木)13時30分から13時55分まで

(2) 場所

岡山県備中県民局高梁地域事務所2階会議室

(3) 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
8人	3人	1人	4人

(4) 公述人賛否

賛成	条件付賛成	反対
8人	—	—

(5) 傍聴人

なし

(6) 主な意見

- ・当該区域には住宅や農地もなく、被害の報告もないので、異議なし。
- ・野生生物への繁殖地が確保され、近隣地域への害獣被害を防ぐことができるため、異議なし。
- ・針葉樹の植林地で間伐を行うが、特別保護地区からは離れているので問題ない。
- ・森林の保続、適正管理のため、鳥獣の保護が必要であり、自然環境を保持しなければならないため、存続を希望する。

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

(成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案)

令和6年9月5日

岡 山 県

鳥獣保護区特別保護地区指定調書

名	称	成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区														
区	域	平成六年岡山県告示第六百八十二号（鳥獣保護区の設定）により設定した成羽天神山鳥獣保護区のうち、高梁川下流地域森林計画区旧高梁市成羽町七二林班イ小班のうち一三、一三一、一三一、一四、一五、一六及び一七区画の区域														
区	域	面	積	35ha	内	訳										
					林	野	農	耕	地	公	有	水	面	そ	の	他
					35ha	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
存	続	期	間	令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日（10 年間）												
指	定	区	分	森林鳥獣生息地												
区域内の土地の概況及び鳥獣の生息状況				（1）土地の概要 高梁市の西部、天神山（標高 7 7 8 m）山系の一角に位置し、地質は非変性古生層で樹木の生育に適している。植生は広葉樹が主体で、一部に針葉樹も生育しており、野鳥の生育に適した自然環境である。 （2）鳥獣の生息状況 鳥類：コゲラ、アオゲラ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、コジュケイ、ヒガラ、ホトトギス、サンショウクイ、ヤブサメ、クロツグミ、キビタキ 等 獣類：ノウサギ、サル、ムササビ、タヌキ、キツネ、イノシシ （3）農林水産物の被害状況 区域内に農耕地は無い。												
補償に関する事項				当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。												
鳥獣の保護繁殖の方針				森林の保続を図るとともに、森林の適正な管理に努める。（森林の保続を図り、保護施設の整備充実を図る。）												
指定及び維持管理に関する事項				制札 3 本、その他												
保護に関する指針				岡山県が管理するものとし、関係機関と連携した上で、岡山県職員及び岡山県鳥獣保護管理員が管理に当たる。 鳥獣生息分布調査等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に務める。 ゴミの投げ捨てやたき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、現場巡視等を実施する。 農林業被害の発生等に応じた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。												
その他参考事項				特になし												

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区面積内訳表

内 訳	国 有 地	－ ha	国 有 林 (林野庁)	－ ha	普通林 － ha 制限林 － ha	
			国有林以外	－ ha		
	国有地以外	35 ha	県 有 地	－ ha	普通林 － ha 制限林 － ha	
			市町村有地	－ ha	普通林 － ha 制限林 － ha	
			私 有 地	35 ha	普通林 － ha 制限林 35 ha	
			公 有 水 面	－ ha		
	他の法令 による規制 区 域	自 然 環 境 保 全 法		－ ha	自 然 環 境 保 全 地 域	－ ha
自 然 公 園 法 (条例を含む)		35 ha	特別保護地区 特別地域 普通地域	－ ha 35 ha － ha	(名称) 高梁川上流県立 自然公園	
文 化 財 保 護 法		－ ha			(名称)	

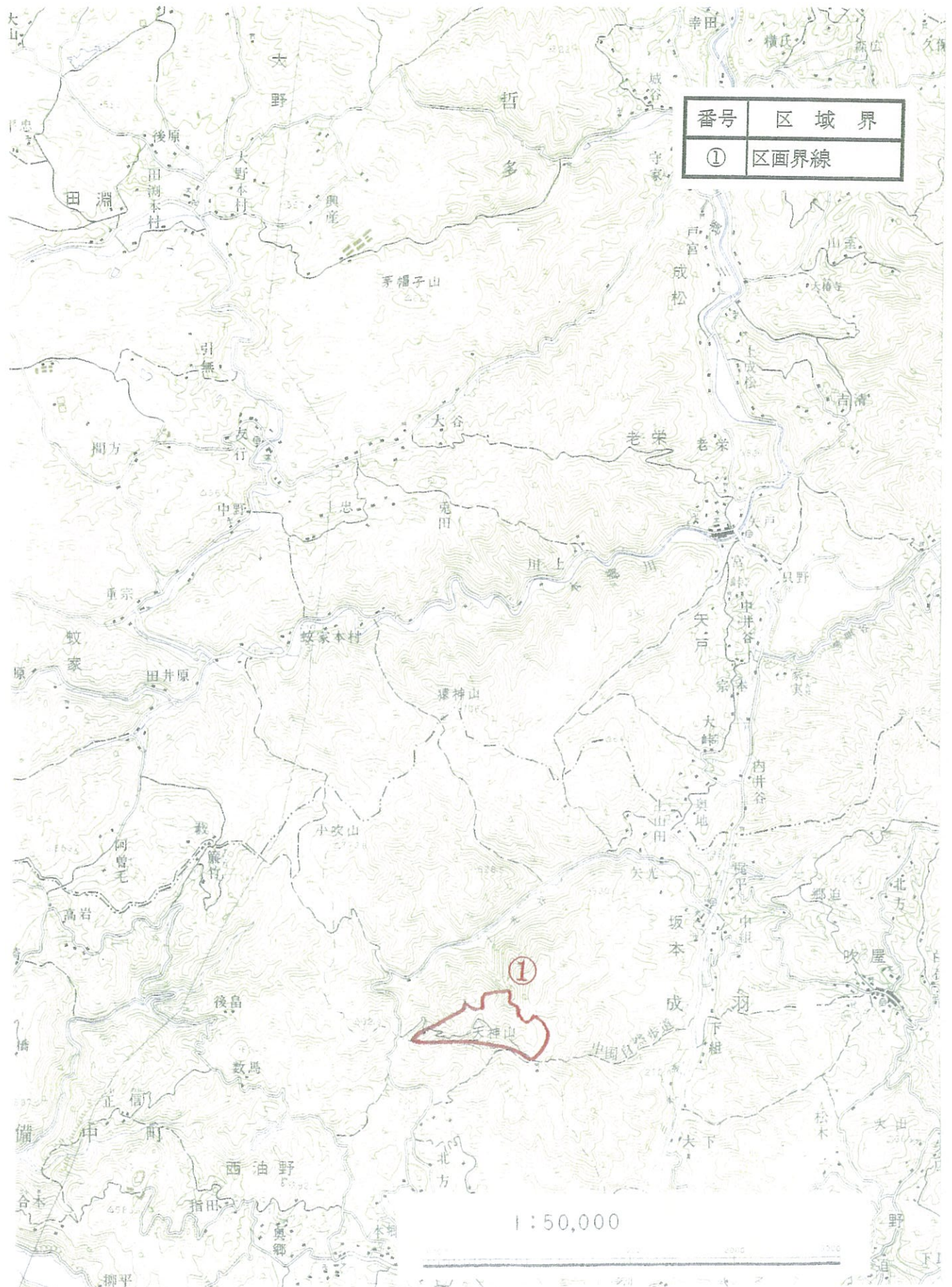
土 地 利 用 調 書

鳥獣保護区の指定		成羽天神山鳥獣保護区									
指定理由の概要		森林鳥獣生息地として野生鳥獣の保護繁殖を図る。									
保護区の範囲		別紙調書のとおり									
区 分		保護区面積 (ha)			左 の 内 訳						備 考
		普通	特保	計	農振地域面積 (ha)			農用地区域面積 (ha)			
					普通	特別	計	普通	特別	計	
農 耕 地											S46. 8. 17 特別は普通 と重複する
内 訳	田										
	畑										
	樹 園 地										
	採草放牧地										
山 林		121	35	121	2		2				
原 野											
湖 沼											
河 川		1		1	1		1				
そ の 他		2		2	1		1				
計		124	35	124	4		4				
所 有 区 分		面 積 (ha)			所 有 区 分			面 積 (ha)			
国 有 地		-ha			私 有 地			120ha			
国 有 林 野		-ha			公 有 水 面			1ha			
公 有 地		3ha			そ の 他			-ha			
農業関係施策 の実施（計画） 状 況	事 業 名	受益面積 (ha)		施 行 年 度	地 区 名	保護区に含まれる受益面積 (ha)					
他の土地利用関係法令 等 による 指 定 状 況		保安林(水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林) 自然公園法									
地 権 者 等 の 同 意 書		市 町 村		地 元		地 権 者		備 考			
	全 体	1		7							
	同 意 者 数	1		7							
	同意率 (%)	100		100							

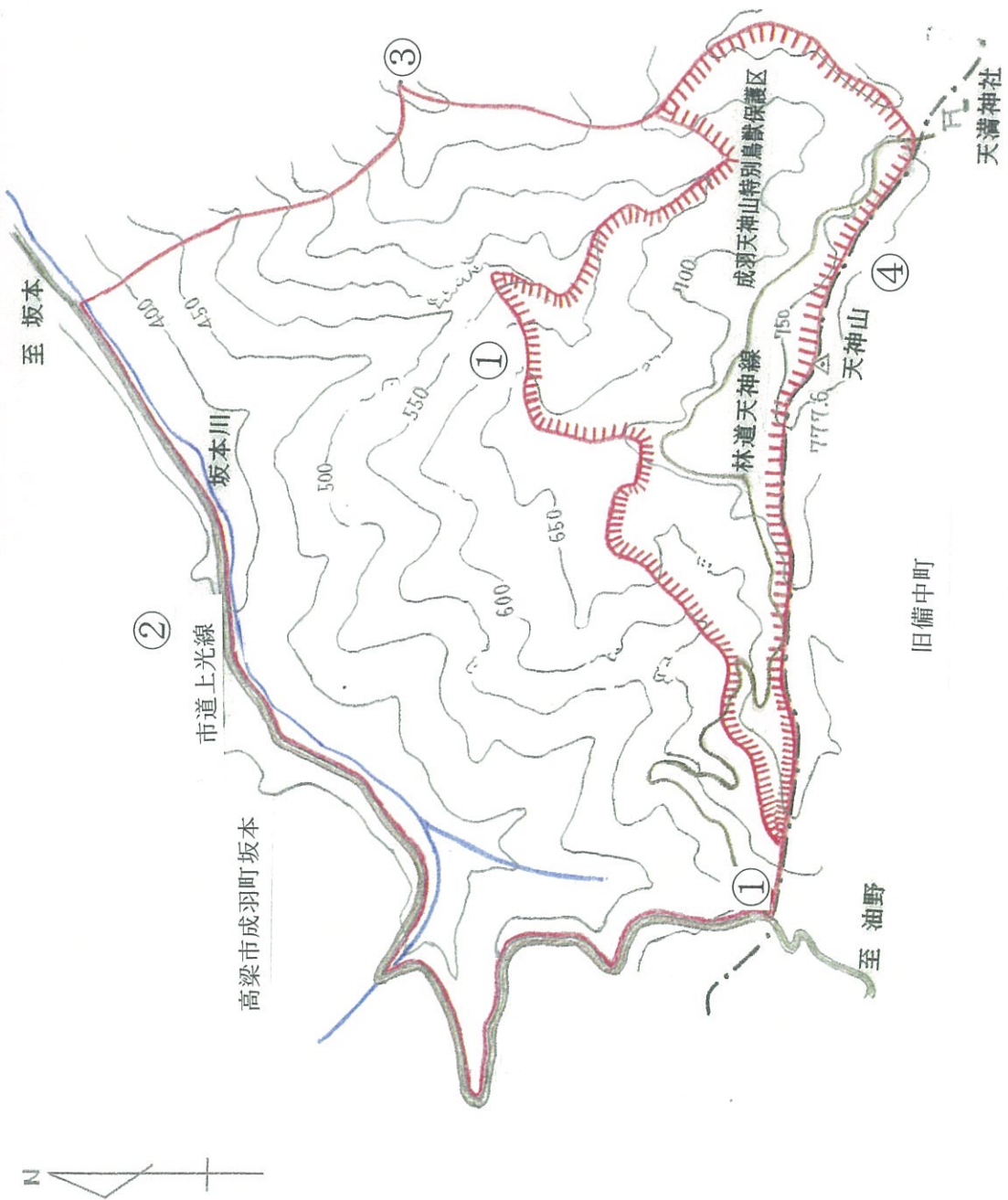
成羽天神山鳥獸保護区位置図



成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区位置図



成羽天神山鳥獸保護区域図



鳥獸保護区

番号	区域	境界
①	起点	
②	市道上光線	
③	林班界線	
④	旧備中町境界線	

特別保護地区

番号	区域	境界
①	区画境界線	

毛無山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区分

森林鳥獣生息地

2 当初指定年

昭和 49 年（再指定 5 回目）

3 保護に関する指針の案

別添のとおり

4 更新理由（指定理由）

毛無山鳥獣保護区は、真庭郡新庄村の北部、標高 650～1,300mに位置し、北部を鳥取県境に接している。ブナを主体とする天然生林が存在し、その周辺にはスギ・ヒノキの人工林に覆われている。

そのうち当該区域は、ブナやミズナラを主体とする天然生林が広がり、周辺にはスギ・ヒノキの人工林が見られ、林相の変化に富む地域であり、カッコウやアカショウビンなど多種多様な鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、毛無山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（参考：国基本指針から抜粋）

Ⅲ 第 2 2 鳥獣保護区の指定方針

（3）鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

5 指定に係る意見聴取の状況

指針案の公告縦覧及び公聴会を実施した。意見の内容等は別紙のとおり。

毛無山鳥獣保護区特別保護地区 指針(案)縦覧及び公聴会の開催状況

1 公告縦覧状況

(1) 期間

令和6年6月11日から同月24日まで

(2) 場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課
及び同部真庭地域森林課

(3) 意見書の提出

なし

2 公聴会開催状況

(1) 開催日時

令和6年7月18日(木) 13時30分から14時30分まで

(2) 場所

新庄村役場多目的大ホール

(3) 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
12人	4人	3人	5人

(4) 公述人賛否

賛成	条件付賛成	反対
11人	1人	—

(5) 傍聴人

4人

(6) 主な意見

- ・現在、(鳥獣保護区周辺で) イノシシ、シカ等の被害が甚大である。
- ・指定期間が10年は長すぎではないか。短くできないか。
- ・異議はない。(鳥獣保護区周辺で) イノシシ、ニホンジカの被害が多く見られるが、村にとって毛無山を特別保護地区に指定するメリットは何か。
- ・狩猟者数の減少や里山の荒廃により鳥獣の被害の増加が問題となっているため、鳥獣生体数調査、保護区等の整備保全を条件にすることが必要だと考える。

毛無山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

(毛無山鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案)

令和6年9月5日

岡 山 県

鳥獣保護区特別保護地区指定調書

名 称	毛無山鳥獣保護区特別保護地区				
区 域	昭和 49 年岡山県告示第千四号（鳥獣保護区（特別保護地区）の設定）により設定した田浪鳥獣保護区のうち、村道毛無山線終点から北上する作業道と毛無山登山道との交点を起点として、同作業道を西進して大きく東にカーブする地点で鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札から谷筋を北西進して標高 990m 付近で鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札から尾根筋を西進して鳥取県との県境に至り、同県境を東進して白馬山山頂に至り、同山頂から尾根筋を南進して鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札を西進して村道毛無山線終点から北上する作業道に至り、同作業道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。				
区 域 面 積	187ha	内 訳			
		林 野	農 耕 地	公有水面	そ の 他
		187ha	－	－	－
存 続 期 間	令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日（10 年間）				
指 定 区 分	森林鳥獣生息地				
区域内の土地の概況及び鳥獣の生息状況	（１）当該地域の概要 真庭郡新庄村北部、標高 6 5 0 ～ 1 , 3 0 0 m に位置し、北部を鳥取県境に接している。林況は主にブナやミズナラを主体とする天然生 林が広がり、周辺にはスギやヒノキの人工林が見られ、林相の変化に富む。 （２）生息する鳥獣類 ア 鳥類：ホトギス、ツツドリ、カッコウ、アカショウビン、コゲラ、アカゲラ、アオゲラ、コガ ラ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウガラ、ゴシジュウガラ、ツバメ、クロジ、ヒトヅ リ、ウグイス、ソウショウ、ミソサザイ、オオルリ、セキレイ、ホジロ、カケス、キビタキ、エナガ、アオバト イ 獣類：イノシシ、ニホンジカ等 （３）農林水産物の被害状況 特になし。				
補償に関する事項	当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。				
鳥 獣 の 保 護 繁 殖 の 方 針	森林の保続を図るとともに、森林の適正な管理に努める。 （森林の保続を図り、保護施設の整備充実を図る。）				
指定及び維持管理に関する事項	制札 8 本				
保護に関する指針	岡山県が管理するものとし、関係機関と連携した上で、岡山県職員及び岡山県鳥獣保護管理員が管理に当たる。 鳥獣生息分布調査等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に務める。 ゴミの投げ捨てやたき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、現場巡視等を実施する。 農林業被害の発生等に応じた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。				
そ の 他 参 考 事 項	特になし				

毛無山鳥獣保護区特別保護地区面積内訳表

内 訳	国 有 地	－ ha	国 有 林 (林野庁)	－ ha	普通林	－ ha
					制限林	－ ha
			国有林以外	－ ha		
	国有地以外	187 ha	県 有 地	187 ha	普通林	－ ha
					制限林	187 ha
			市町村有地	－ ha	普通林	－ ha
			私 有 地	－ ha	制限林	－ ha
	公 有 水 面	－ ha				
他の法令 による規制 区 域	自然環境保全法		－ ha	自 然 環 境 保 全 地 域	－ ha	(名称)
	自 然 公 園 法 (条例を含む)		187 ha	特別保護地区 特 別 地 域 普 通 地 域	187 ha － ha － ha	(名称) 大山隠岐国立公園
	文化財保護法		－ ha			(名称)

土 地 利 用 調 書

鳥獣保護区の指定		毛無山鳥獣保護区									
指定理由の概要		森林鳥獣生息地として野生鳥獣の保護繁殖を図る									
保護区の範囲		別紙調書のとおり									
区 分		保護区面積(ha)			左 の 内 訳						備 考
		普通	特保	計	農振地域面積(ha)			農用地区域面積(ha)			
					普通	特別	計	普通	特別	計	
農 耕 地											S48. 8. 3 特別と普通 は重複する
内 訳	田										
	畑										
	樹 園 地										
	採草放牧地										
山 林		914	187	914	4		4				
原 野											
湖 沼		30		30							
河 川											
そ の 他		6		6							
計		950	187	950							
所 有 区 分		面 積 (ha)			所 有 区 分			面 積 (ha)			
国 有 地		-ha			私 有 地			725ha			
国 有 林 野		-ha			公 有 水 面			-ha			
公 有 地		225ha			そ の 他			-ha			
農業関係施策 の実施(計画) 状 況	事 業 名	受益面積(ha)		施 行 年 度		地 区 名		保護区に含まれる受益面積(ha)			
他の土地利用関係法令 等による指定状況		保安林(水源涵養保安林、保健保安林) 自然公園法									
地 権 者 等 の 同 意 書		市 町 村		地 元		地 権 者		備 考			
	全 体	1		8		3					
	同 意 者 数	1		8		3					
	同意率 (%)	100		100		100					

毛無山鳥獸保護區域凶

 $1/25,000$

鳥取県 江

面積 67.26 km²